

ファイナンス・リースと民法（債権関係）改正

高 橋 めぐみ

はじめに

リース取引は、昭和三〇年代後半にアメリカから導入され、税制・会計制度上のメリットを背景に急速に普及した取引である。その経済的実質と法形式の乖離、また、物件に関してリース会社がリスクを負わないよう設計された契約内容により、当初はさまざまな点について法的紛争が生じたが、判例によるルールの集積、契約内容に対する理解の深化等により、事業者間リースについては、論点の多くが一定の解決をみた状況になっている。

現在までの間に、リース取引やこれを取りまく状況には大きな変化があった。まず、当初の急成長の背景にあった税制・会計制度は、経済的実質を反映しないそのあり方が問題となり、大きく二度にわたり制度の変更がなされ、その恩典の大部分は失われることとなった。その結果、一九九一年度の八兆八〇〇〇億円、一九九六年度の八兆

二八六七億円あたりをピークとしていた取扱高は、二〇一〇年度には四兆五五三億円まで落ち込んだ。また、民間設備投資額に対するリース比率は、最盛期の二〇〇二年度に一〇・二五%だったのが以後おおむね減少を続け、二〇一一年度は六・四八%であった。

また、制度上のメリットの喪失等を背景に、リース取引のサービス内容も多様化し、もともと一口にリースという概念でくることが困難であった状況は、さらに複雑化した。さらに、消費者契約法の立法により、民法の任意規定が、消費者保護の要否のひとつの明確な基準となる構造の変化も生じた。

このような取引のうち、その中心的なものであるファイナンス・リース契約について、今般の民法（債権法）改正の議論の出発点では、新種の典型契約として規定を新設することが提案され、典型契約化する場合に置かれる規定の内容についても詳細な提案があった。しかし、これに対しては、リース業界側、消費者側双方を含む各方面から反対意見が多く出され、途中で賃貸借契約の規定の適用を否定する条文を特則の形で賃貸借の節の最後に設ける形に方向転換したが、結局、「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」策定の過程において、検討すべき論点からはずされることが明言され、二〇一四年八月に決定された「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」においても、その姿はみられない。

本稿では、法制審議会におけるファイナンス・リース契約をめぐる議論を振り返り、典型契約化の見送りという結論の当否、また典型契約化の要否ないし可否を決定づけた要因は何であったのかを探りたい。

1 ファイナンス・リース取引のしくみと種類

(1) 取引のしくみ

ファイナンス・リース取引は、一般に次のような取引であると理解されている⁽¹⁾。まず、ユーザーが導入を希望する設備を、サプライヤーからリース会社が取得し、ユーザーにこれを「賃貸」する。ユーザーは、リース会社に対して月々リース料を支払う。法形式としては「賃貸借」の形がとられるが、中途解約ができず、リース会社が瑕疵担保責任や修補義務を負わない等の点が通常の賃貸借と異なる。また、ユーザーが支払うリース料は物件使用の対価ではなく、期間中に支払われるリース料の総額が物件取得に必要な諸費用をカバーするようになっている。このような特色から、賃貸借という法形式にもかかわらず、その経済的実質は物件の購入資金の融資といった信用取引であると評価されることもある。

(2) リースの種類

一口にリースといっても、様々な種類のものがある。右で説明したファイナンス・リースの他に、その経済的実質が譲渡担保に等しいセール・アンド・リースバック、リース会社が物件の修補義務等を負うメンテナンス・リース、中途解約が可能なオペレーティング・リース等、さまざまなものがある⁽²⁾。

また、近時では、リース会社がさまざまなサービス（自動車税の支払い等）を行うパッケージ・リースなどもある。

(3) 法的性質

法形式とその経済的実質との間に齟齬があることから、ファイナンス・リースの法的性質をめぐっては、さまざまな見解が主張されてきた。おもな考え方として、実質金融説、特殊な賃貸借説、金銭消費貸借説、所有権担保付消費貸借説、三当事者契約説、所有権留保付割賦販売説、使用権設定説等がある。⁽³⁾

一方、判例は、賃貸借と実質金融の両方の側面を有するものと評価している。⁽⁴⁾

2 税務・会計上の取扱いと制度変更

(1) 導入当初の取扱い

ファイナンス・リースについては、当初はとくに明確な根拠のないままに、税制・会計制度上、賃貸借として処理されていた。すなわち、リース料を賃料として損金処理し、かつ、リース期間を短いものとする⁽⁵⁾ことで、税制上は、早期償却効果、租税の支払繰延効果が得られ、会計制度上は、物件が資産計上されないことでオフバランス効果が得られていた。

(2) 税制上の取扱いの変更

(a) 昭和五三年通達

右に述べたような処理は、その経済的実質が正確に反映されていないとして批判の対象となり、まず、税制上の制度変更が行われた。その最初のものが昭和五三年七月二〇日の国税庁通達「リース取引に係る法人税及び所得税の取

扱いについて」である。

ここでは、賃貸借同様の損金処理を正面から認めるかわりに、その範囲を限定するものとされた。すなわち、賃貸借処理が認められるリース契約の期間は、耐用年数の七〇%（六〇%）以上であるものとされた。

(b) 昭和六三年通達

通常のファイナンス・リースについては、この昭和五三年通達によって、税制上の恩典が一定の範囲に縮減されることとなったが、その後、レバレッジ・リースを利用した節税が問題視されるようになった。これは、耐用年数より長期のリース期間を設定して所有物件を貸し出すことにより、貸主に赤字を発生させる節税の手法である。これに対しては、昭和六三年三月三〇日に国税庁通達「リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引に対する税務上の取扱いについて」が出され、賃貸借処理が認められるリースは、リース期間が耐用年数の一二〇%までのものとされた。

(3) 会計基準の変更

(a) 平成五年にリース会計基準の変更が行われ、ファイナンス・リース契約は売買処理されることになったが、他方で、例外的な賃貸借処理が認められた。すなわち、売買処理してオンバランス化することが原則であるが、それと同程度の注記を行えば、賃貸借処理して例外的にオフバランス化することが可能であった。多くの企業がこの例外的な処理を行い、原則と例外とが逆転しているという不正常な状態が継続していた。

(b) このような状況を変えるべく、平成一九年三月三〇日に会計基準の改正が行われ（企業会計基準第一三号「リース取引に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第一六号「リース取引に関する会計基準の適用指針」、ファイナンス・リース契約については売買処理をすべきであるとの原則が厳格化された。従前の例外的な賃貸借処理を行うことができるのは、三〇〇万円以下の物件またはリース期間一年の少額リース等についてと、中小企業に限定されることとなった（「中小企業の会計に関する指針」）。

(4) 税制上の再度の取扱いの変更

会計基準の変更と同時期に、税制上の取扱いも議論になった。平成一九年一月一九日に「平成一九年度税制改正の要綱」が公表され、平成二〇年四月一日以降に締結される所有権移転外ファイナンス・リースは、わずかな例外をのぞいて、次のように売買取引として処理されることになった。すなわち、売買取引とみなしたうえで（法人税法六四条の二第一項）、リース資産の償却は、リース期間定額法（リース資産の取得価額をリース期間の月数で除した金額に当該事業年度におけるリース期間の月数を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額とする方法）で行う（法人税法施行令四八条の二第二項第六号）。このため、リース料全額を損金算入することはできなくなり、早期償却Ⅱ租税の支払繰延効果が失われてしまった。

(5) 制度変更の影響

このような制度変更は、ユーザーの設備投資行動にどのような影響を与えたのであろうか。

(a) 契約金額等の変化

まず、一九九一年度の八兆八〇〇〇億円、一九九六年度の八兆二八六七億円あたりをピークとしていた取扱高は、二〇一〇年度には四兆五五三億円まで落ち込んだ（その後若干持ち直し、二〇一三年度には五兆二三九〇億円となっている）。また、民間設備投資額に対するリース比率は、最盛期の二〇〇二年度に一〇・二五%だったのが以後おおむね減少を続け、二〇一一年度は六・四八%であった（二〇一三年度は七・三%）⁽⁵⁾。

(b) ユーザーのインセンティブ

制度変更がユーザーの行動を変えたことは、ユーザーのインセンティブの変化によっても裏付けられている。リース会計税制変更に伴う所有権移転外ファイナンス・リースの利用意向の変化について二〇一〇年五月から六月にかけて行われた調査では、制度変更により、上場会社の二一・七%でファイナンス・リースの利用を減らしたと回答した（利用を中止した七・五%と合わせると、上場会社の三〇%近くがメリットの低下により設備投資の方法を変更している）⁽⁶⁾。未上場会社で利用を減らしたのは八・九%にすぎないが、未上場会社であっても、大会社についてみると、その二四・三%が利用を減らしたと回答している⁽⁷⁾。

上場会社でファイナンス・リースの利用意向に変化はないと回答したのが六一・四%にとどまるのに対し、未上場会社では、七八・六%が変化なしと回答している。未上場会社のうち大会社で変化なしとしたのは五九・五%だが、中小企業では八二・九%が変化なしと回答している⁽⁸⁾。

(c) これらの調査結果からは、制度変更が顧客の設備投資方法に変化を与えていることが明確に読み取れるが、その変化の程度には、企業規模により差があることもわかる。短期・少額の契約、中小企業が締結する契約について、

【表 ファイナンス・リース契約に関する法制審議会議論の経過】

第18回会議（H22.11.9）	第1読会（16）	検討事項（13）
第24回会議（H23.2.22）	論点整理（4）	中間論点整理たたき台（4）
第26回会議（H23.4.12）	論点整理（6）	中間論点整理案
	中間論点整理	新種の契約
第27回会議（H23.6.7）	ヒアリング	
第28回会議（H24.6.21）		
第29回会議（H24.6.28）		
第59回会議（H24.10.16）	第2読会（30）	論点の検討（40）
第68回会議（H25.2.5）	中間試案（5）	中間試案たたき台（5）
第71回会議（H25.2.26）	中間試案（8）	中間試案案
	中間試案	賃貸借に類似する契約
第79回会議（H25.10.29）	第3読会（6）	要綱案たたき第（4） 論点からはずれる
要綱仮案（H26.8.26決定）		

例外的に賃貸借的处理の継続が認められていることが、この差異をもたらしているものと推測される。

3 法制審議会における議論とファイナンス・リース

(1) 検討の経過

法制審議会においてファイナンス・リース契約が検討対象となった会議は【表】に示した通りである。以下、時系列的に議論の状況を概観する。

(a) 第一八回会議（平成三年一月九日開催）

法制審議会において、ファイナンス・リース契約が初めて議論の対象となったのは、第一八回会議^⑨であった。ここでは、「民法（債権関係）の改正に関する検討事項（13）」（以下、「検討事項（13）」とする^⑩）をもとに、主として典型契約化の要否ないし可否について議論がなされた。「検討事項（13）」の基盤となったのは、民法（債権法）改正検討委員会の「債権法改正の基本方針」（以下、「基本方針」とする^⑪）である。「検

討事項(13)」では、新種の契約としてファイナンス・リース契約を典型契約化すること、および、典型契約化された場合の具体的規定が提案されている。⁽¹²⁾ その規定よりは、規定の配列等に若干の変更がある他は、ほぼ「基本方針」と同様であった。

(b) 第二四回会議(平成二十三年二月二日開催)

続く第二四回会議⁽¹³⁾では、「民法(債権関係)の関係に関する中間的な論点整理のたたき台(4)」⁽¹⁴⁾にもとづき、引き続き、典型契約化の要否とその具体的内容について議論がされた。

(c) 第二六回会議(平成二十三年四月二日)

第二六回会議は、当初三月二十九日に予定されていたが、三月一日の東日本大震災の発災により開催の見通しが立たなくなったことからいったん中止となった。四月一二日にあらためて開催された第二六回会議⁽¹⁵⁾においては、第一回目的のパブリック・コメントに付すための「民法(債権関係)の関係に関する中間的な論点整理案」⁽¹⁶⁾が検討・決定され、「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理」(以下、「中間論点整理」とする)⁽¹⁷⁾としてパブリック・コメントの手続きに付された。

(d) 「中間論点整理」

「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理」においては、ファイナンス・リース契約の典型契約化の要否について意見の対立があることが紹介され、「ファイナンス・リースを、新たな典型契約として規定することの要否や、仮に典型契約とする場合におけるその規定内容……について、更に検討してはどうか。」との文言のもと、ファイナンス・リースを新種の契約として検討対象にする提案がなされた。⁽¹⁸⁾

なお、この「中間論点整理」についてのパブリック・コメントの手続きに関して、大震災の発生から間もない時期に短い期間しか与えられないことについて、七つの単位弁護士会、司法書士連合会、「民法（債権法）改正を考える会」から、手続きの延期ないし凍結を求める声明等が出された。⁽¹⁹⁾にもかかわらず、平成二十三年五月二〇日に、パブリック・コメントの実施期間が平成二十三年六月一日から同年八月一日までと決定された旨が公表された。

(e) ヒアリング

「中間論点整理」公表後の第二七回会議（平成二十三年六月七日開催⁽²⁰⁾）、第二八回会議（同年六月二一日開催⁽²¹⁾）、第二九回会議（同年六月二八日⁽²²⁾）に係団体からのヒアリングが行われた。第二七回会議に「京都消費者契約ネットワーク」が、第二八回会議に「公益社団法人リース事業協会」が、それぞれ出席し、参考人として意見を述べ、第二九回会議において、事務局が「日本自動車リース連合協議会」に対して行ったヒアリングの結果が紹介された。

(f) 第五九回会議（平成二十四年一〇月一六日開催）

「中間論点整理」に対するパブリック・コメント手続きがいまだ続いている平成二十三年七月二六日（第三〇回会議）から第二読会が開始されたが（パブリック・コメントの結果は、第三五回会議（平成二十三年十一月一五日開催）の席上で配布）、ファイナンス・リース契約について検討が行われたのは、第五九回会議⁽²³⁾においてである。検討の基盤となったのは、「民法（債権法）の改正に関する論点の検討（20）」⁽²⁴⁾で、ここでは、ファイナンス・リースを賃貸借に類似する契約として、賃貸借の特則として規定化する考えが示された。

(g) 第六八回会議（平成二十五年二月五日開催）

平成二十五年二月に開催された第六八回会議⁽²⁵⁾においては、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案のたたき台

(4) (5)⁽²⁶⁾」をもとに議論が行われた。賃貸借の特則として位置づけられたファイナンス・リース契約には賃貸借契約の規定のうちの一定の規定の適用が除外されることが提案された。

この方向性に対しては、異論が強く、議論の内容は、これまでの典型契約化の要否から規定化の可否に転じた。

(h) 第七一回会議(平成二五年二月二六日開催)

第七一回会議⁽²⁷⁾においては、引き続き「民法(債権関係)の改正に関する中間試案(案)⁽²⁸⁾」の検討が行われた。

(i) 中間試案

第六八回、第七一回会議を経て公表された「民法(債権関係)の改正に関する中間試案⁽²⁹⁾」は、(f)に示したとおり、ファイナンス・リースを「賃貸借に類似する契約」として位置づけ、ファイナンス・リース契約には民法の賃貸借の規定のうち、第六〇六条第一項(賃貸人の修繕義務)、第六〇八条第一項(賃借人の費用償還請求権)、売主の瑕疵担保責任の規定が準用されないこと、他方で、リース会社がサプライヤーに対して有する売主の瑕疵担保責任にもとづく権利を取得することを示す各規定を、賃貸借の節に置くことを提案するものであった。

これについて、二度目のパブリック・コメントが実施されたが、よせられた意見のほとんどは、ファイナンス・リース契約の典型契約化は不要ないし不可であるとするものであった。⁽³⁰⁾

(j) 第七九回会議(平成二五年一〇月二九日開催)

第七九回会議⁽³¹⁾において、(i)でふれたファイナンス・リースの規定化およびその内容に関するパブリック・コメントの速報版が資料として提示され、また、「民法(債権関係)の改正に関する要綱案のたたき台(4)」(以下、「要綱案たたき台(4)」⁽³²⁾とする)において、ファイナンス・リース契約の規定化が提案されないことが明言された。「取り上げな

かった論点」⁽³²⁾として次のような記載がある。

すなわち、「パブリック・コメントの手續において、多くの反対意見が寄せられており、その理由としては、①主に事業者間で行われる取引である上、税制や会計制度の動向によって利用状況が左右される取引類型であり民法の典型契約とする必要がないこと、②実質的には金融取引であり賃貸借の規定を準用することが妥当でないこと、③ユーザーの保護に欠けることなど、様々なことが挙げられている。」「以上を踏まえ、これらの論点については取り上げないこととした。⁽³³⁾」

(k) 要綱仮案

ファイナンス・リースについては、以後この状況が維持され、平成二六年八月二六日に決定された要綱仮案においても、この問題についての項目は存在しない。

(2) 第一読会における議論

以下では、典型契約化の要否ないし可否についてどのような議論がなされ、それに応じて、提案がどう変化していったのかをみていきたい。この点についてもっとも詳細に議論がなされたのが、第一読会である第一八回会議であった。

最初の議論のたたき台となった「検討事項（13）」⁽³⁴⁾は、すでに述べたとおり、基本的に民法改正委員会の「基本方針」⁽³⁵⁾とほぼ同じ内容である。違いは、各論の条文の配列である。

(a) 典型契約のはたす機能

議論の出発点となる「検討事項（13）」は、典型契約を「法的な分析を行うための法概念を提供するとともに、標準的な契約内容を任意規定として提示することにより、当事者が契約交渉をする際の出発点になったり、当事者間で紛争が生じた場合の解決の基準を示したりする」などの重要な機能を果たすものと位置づける。このような機能を有する典型契約について、「民法制定以来の変化に対応するための総合的な見直しを行い、現在の一三類型で過不足がないかどうか、不足があるとするとな新たに設けるべき契約類型はどのようなものか等の検討をする必要がある」とする。³⁶

(b) 典型契約化の要件

「検討事項（13）」は、ある契約が典型契約とされる要件として、①現代社会における重要性と、②既存の単一の典型契約には解消できない独自性を有することを挙げる。³⁷ この見解に対して、会議においても賛意を示す見解もみられたが、審議の過程では、他の見解も示された。

まず、立場の互換性を重視する見解である。この見解をとる論者は、個人間の契約締結が想定できず、特定の事業者と締結される契約を規律するルールを民法に置く必要があるのかとの疑問を提示している。そしてそのようなものは業法等で規律すればよいのではないかとの見解も示されている。³⁸

これに対しては、たとえば一方当事者が事業者であったとしても、「従前の法理に十分還元できないもの」は民法の中に取り込んでおく必要があるのではないかとの見解も示された。³⁹

また、「現在の社会・経済の基本的な仕組みを把握するために必要な契約類型は、民法に定めておくべき」として、独自性があるものであれば規定をおいてよいとして検討事項の立場にたちつつ、⁽⁴⁰⁾それ以外にも社会的ニーズがあつて、「ある程度一般性を持つ契約類型」、「民法に規定するに足りる程度に確立している」についても、典型契約化して民法に規定をおいてもよいのではないかとする見解も示された。⁽⁴¹⁾

(c) ファイナンス・リースの典型契約化の要否ないし可否

それでは、ファイナンス・リース契約は、具体的にこれらの要件を満たすといえるのであろうか。審議の過程では、(ア)ファイナンス・リース契約の典型契約化を積極的にとらえようとする見解、(イ)典型契約化は不要、ないし、(ウ)いくつかの観点からかえつてのぞましくないとする見解、(エ)他の規定とセットであれば典型契約化をする意味はあるとする見解などがみられた。

(ア) 典型契約化を積極的にとらえようとする見解

積極的にとらえようとする見解にもいくつかの立場の違いが見られる。

まず、「検討事項 (13)」の立場と同様、ファイナンス・リース契約には、①社会的重要性、②契約としての独自性があり、典型契約化するべきであるとする見解である。⁽⁴²⁾ただし、このような重要制・独自性に対しては、ファイナンス・リース契約が利用される頻度が大きく減少していることを理由に、疑問も呈された。⁽⁴³⁾

また、消費者政策との関連で、①「社会実態に照らしてルールを明確化していく」こと自体はのぞましい、②「消

費者契約法の適用関係を明らかにする」点でメリットがあるとする見解もあつた。⁽⁴⁴⁾

さらに、一般的には立法事実はないとしながらも、今後、かりに廃棄物コストの負担等で取引のメリットが大きくなることがあれば、立法事実が発生する可能性はあるかもしれないとする発言もみられた。⁽⁴⁵⁾

また、倒産法の立場から典型契約化を積極的に評価する見解がある。この見解は、倒産法に特定の取引の取扱いについての明文規定をおくには、実体法の規定があるのがのぞましいとする⁽⁴⁶⁾（ただし、取引が減少するのであれば倒産の場面でも問題とはならないであろうが、とする）。ただし、この見解に対しては、第二四回会議において、ファイナンス・リース契約の法性決定に踏み込むことは、物権法的な側面に議論が及ぶ可能性につながり、部会の諮問範囲との関係に留意する必要があるのではないかとの指摘もなされた。⁽⁴⁷⁾

(イ) 消極論

これとは逆に、典型契約化は不必要であるとする見解が示された。これはおもに、リース事業者の立場から展開される見解である。すなわち、ファイナンス・リースは通常は事業者間取引であり、標準契約にもとづいて詳細な取り決めがなされており、あえて典型契約として規定する必要はないとする考え方である。⁽⁴⁸⁾

(ウ) 反対論

消極論にとどまらず、ファイナンス・リース契約の典型契約化に対して積極的に反対の立場を示す見解もあつた。

① 一般論として

税務・会計上の仕組みが前提となっている取引であるが、これらの仕組みが今後変わっていく場合に、民法の規定は対応しきれないとする見解や、⁽⁴⁹⁾外部の制度が変わった途端に使われなくなるような契約は、典型契約に相應しい普遍性や安定性を有すると言えるのかとの疑問を呈する見解も主張された。後者は、税務会計上の制度変更でインセンティブが失われたとたんに減少するようなものを典型契約化するのは「枯れ木を固定しようとするようで、大変不思議」であるとも述べる。⁽⁵⁰⁾

また、複合的なリース契約が増加し、取引形態が多様化していることに、「純化したファイナンス・リースについてだけの典型契約化で本当にうまく規律できるのか」疑問を呈する見解もあつた。⁽⁵¹⁾

こういった見解に対しては、ファイナンス・リースを細かく分類してその一部を規定するよりも、「もう少し一般的な規定を置くことが考えられる」とする。具体的には、「フルペイアウトに限らない、あるいは現在の会計、税務で規定されたものに限らない、もう少し抽象的なレベルで規定する」方法が提示されているが、⁽⁵²⁾果たしてそのような規定を置くことができるのか疑問である。

② リース事業者の立場から

定義規定との関連から、リースの対象が「物」に限定されていることの弊害を指摘する論者もあつた。ソフトウェアやシステムをリースの対象とする契約、メンテナンスを含んだリースが除外されることを理由に、取引の円滑化を妨げるのではないかと懸念が表明されている。⁽⁵³⁾

さらに、「ファイナンス・リース契約を賃貸借と異なる典型契約として位置付けることによって、現在わずかに認

められている中小企業向けの処理に影響が及ぶと、業界としての発展が困難になる」とする発言もあった。⁽⁵⁴⁾

③ 消費者保護の観点から

消費者リース、提携リースにおいて紛争が多発していることを念頭におき、消費者や零細事業者の保護の観点から典型契約化に反対する立場もある。

リース取引に関わる消費者トラブルが多発し、中途解約ができないことが紛争解決を困難にしているとの見解⁽⁵⁵⁾、消費者センターには小企業からの相談も多くあるが、事業者間の標準契約を規定化しても、小企業の被害は救済されない。現在は経産省通達で救済をはかうとしているが、より根本的な手当が必要であるとする発言⁽⁵⁶⁾とともに、消費者リースは、割賦販売法の抗弁の対抗規定の適用回避をねらう脱法行為であること、そもそも消費者は、税務会計上のメリットは享受できないこと等も述べられた。⁽⁵⁷⁾

なお、立法態度として、そもそも消費者・零細事業者の被害が多発していることへの目配りがないことが問題視されていることも紹介された。⁽⁵⁸⁾

(エ) 消費者保護、ユーザー保護のための規定をおくこととセットにして典型契約化を認める立場

ファイナンス・リースを典型契約化するにあたっては、ユーザーの権利、サプライヤーの責任を明記する必要性があり、また、ファイナンス・リース契約の典型契約化の問題とは別に、割賦販売法の適用回避を許さないような一般的な規定が必要であるとの見解⁽⁵⁹⁾が示された。

また、強行規定の被害者救済規定とセットでなければ典型契約化には反対であるとする立場もあった。すなわち、

真つ当な事業者関係役を純粹か抽象化する規定を消費者リース・提携リースに適用すると問題が発生するため、例外的に瑕疵修補請求、中途解約等ができる場合があることを典型契約の中に書き込む必要性があるとするものである。⁽⁶⁰⁾このような、被害者救済規定を民法の中に書き込む考え方は、ファイナンス・リース契約の典型契約化に積極的な姿勢を示す論者によつても言及されている。⁽⁶¹⁾

(オ) その他

このほか、ファイナンス・リース契約の典型契約化の要否・可否という二者択一の問題設定を離れ、賃貸借の法形式をとりつつ、支払われる金銭が物件使用の対価ではない取引は、他にもある(譲渡担保、所有権留保など)ことを理由に、こういったタイプの合意があることを正面から認めるような規定を置くべきかどうかという視点もあるとの見解も示された。⁽⁶²⁾

ただし、このような発想に立った場合には、倒産法の立場から典型契約化に積極的な意義を認める立場に対して言及された、諮問内容との抵触に留意することが必要であろう。

(3) 「中間論点整理」およびパブリック・コメント

「中間論点整理」では、第一読会の議論を紹介したうえで、ファイナンス・リース契約の典型契約化の要否と、典型契約化した場合の具体的な規定内容についてさらに検討してはどうかとの提案がなされた。⁽⁶³⁾

これに対しては、典型契約化不要論、慎重論が多く見られた。⁽⁶⁴⁾その根拠は、外在的要因により利用されてきた取引であり典型契約化が柔軟性を損なうおそれがあること、既存の典型契約と同程度の普遍性があるかどうかには疑問が

あること、他の典型契約との整合性がつくか疑問であること、当事者の立場に互換性がないこと、契約形態が多様で典型契約化になじまないこと、消費者リース等への悪影響が懸念されること、契約書の作成される事業者間取引であり典型契約の必要性がないこと、かりに典型契約化すれば実務に混乱を招くおそれがあること、消費者リースに関して生じる問題に対しては特別法・業法での手当のほうが実践的であること等であった。

なお、問いのたてかたが「検討してはどうか」であったことを受けて、「(典型契約化に積極的な見解はもたないが) 検討すること自体は別段構わない」との意見がみられたことには留意しておく必要がある。

このほか、ソフトウェアやシステムのリースがあり、対象物件が有体物に限定するような規定の仕方に異論を呈する見解もみられた。また、審議会における議論と異なる点は、かりに規定を整備するとして、ファイナンス・リースの性質が金融取引であること、賃貸借とは異なることをふまえてこれにあたるべきであるとの見解が散見された点である。

(4) 第二読会における議論

(a) 「論点の検討(20)」の内容

第二読会では、リースの目的物にソフトウェア等を含むうる「財産」との文言を使用する可能性を示す修正を行うつつ、「賃貸借の側面を有する特殊な契約として、例えば民法の賃貸借の節に……規定を設けるという考え方」をどのように考えるか、また、具体的に、賃貸借の規定のうち、ファイナンス・リースの性質に反する規定(修繕義務、瑕疵担保責任)の準用を除外する規定や、リース会社がサプライヤーに対して有する瑕疵担保責任にもとづく権利を

ユーザーが取得する旨の規定を設けることをどのように考えるかとの提案がなされた。⁽⁶⁵⁾

賃貸借の特則的な規定の置き方にした根拠については、企業会計基準一三号の変更後も、リース資産に重要性がない場合（少額または短期間）またはユーザーが中小企業である場合は、ファイナンス・リース契約を賃貸借的に取扱うことができるとする例外的な措置にあるとの説明がなされている。⁽⁶⁶⁾ 民法上、賃貸借と異なる典型契約として位置づけられると、会計・税務上のこのような取扱いに影響を与えかねないとの指摘があるとしている。

また、消費者保護の観点からも、ファイナンス・リース契約を賃貸借と異なる典型契約として規定してしまうと、たとえば、悪質な事業者に対して中途解約を認めてユーザーを救済すべき事案にあつても、事業者が民法の規定を根拠に中途解約を認めないといったトラブルが生じうるとしている。

(b) 典型契約化の要否ないし可否

右の提案を前提にした典型契約化の要否ないし可否について述べられた見解は、ほぼ全部が否定的なものであった。五九回会議では、ファイナンス・リース以外にも多様な形態のあるリース契約のうち、ファイナンス・リース契約のみを典型契約化する明確な理由が必要であるとの発言がなされた。⁽⁶⁷⁾ また、賃貸借の特則としての規定について、ファイナンス・リースの多様性、倒産時のリース債権の帰趨、リース会社の物件「引渡義務」は実体と乖離しているという三つの理由から、業界からの反対があることが紹介された。⁽⁶⁸⁾

小口のリース契約との関連では、消費者保護の観点が欠落したまま賃貸借に類型づけると中小零細起業者の救済に結びつかないのではないかとの懸念が示された。⁽⁶⁹⁾

このように、否定的な見解ばかりが述べられたこともあり、そもそも、ファイナンス・リース契約を典型契約化して提案のような規定をおくことに、そもそも積極的に賛同する見解があるのかどうかとの発言もあった。⁷⁰ しかしながら、これに対して、賃貸借の特則としての位置づけについて、「賃貸借の規定がどこまで準用可能なものであるかを明らかにするという限度で規定を置いてはどうかという提案をしている」、新しい契約類型を打ち出す発想ではなく、既存の典型契約の規定の中で準用可能なものがどの辺りにあるのかを明らかにする限りでの位置づけである、裁判所による法形成の前提、契約類型認知の道具として位置づけることにより、法形成がされやすくなるという面もある、規定を「何も置かないということになると、……契約としての位置づけの作業を、正に無の状態から裁判所が毎回、毎回紛争の都度苦勞して繰り返すことにな」る等の説明がなされた。⁷¹

中間試案作成に向けた第六八回会議においても、このような形で規定を置くことへの反対は示されつつも、⁷² 中間試案の段階で完全に削除してしまうことには違和感が示され、反対意見も併記した上でパブリック・コメントに付す方向で議論が進んだ。

(5) 「中間試案」とパブリック・コメント

「中間試案」においては、右の「論点の検討(20)」と同じ内容の提案がなされ、これがパブリック・コメントの手続きに付された。

パブリック・コメント手続きでよせられた意見は、「規律を明確化するもので妥当である」としてわずかに賛同するものがあつた他は、規定そのものを設けないとする考え方が圧倒的多数を占めた。⁷³

(6) 「要綱案たたき台（4）」における論点からの除外

このような状況を受けて、第七九回会議の議論の基盤となった「要綱案たたき台（4）」において、ファイナンス・リース契約が論点から削除される旨が示された。

その理由は、「①主に事業者間で行われる取引である上、税制や会計制度の動向によって利用状況が左右される取引類型であり民法の典型契約とする必要がないこと、②実質的には金融取引であり賃貸借の規定を準用することが妥当でないこと、③ユーザーの保護に欠けることなど、さまざまなことが挙げられている」と説明されている。⁷⁴

これによって、ファイナンス・リース契約の典型契約化は、民法（債権法）改正の議論の対象とはされないことになった。

4 議論の検討

以上、概観してきたように、当初は、新たな契約類型として、具体的な当事者の権利義務を定めた規定とともに議論の対象とすることを提案されてきたファイナンス・リース契約であったが、最終的に典型契約化は見送られることとなった。以下では、この見送りという結論の当否と、この結論を決定づけた、言い方を変えれば、典型契約化の妨げとなった要因について検討してみたい。

今回の審議の過程でファイナンス・リース契約の典型契約化ないし規定化が見送られたことは適切であったと思われる。

まず、事業者間のファイナンス・リース契約は、リース事業協会の標準契約をもとにした、当事者の権利義務等が

詳細かつ明確に規定された契約書を使用して締結されている。したがって、当事者が特段の意思表示をしなかった場合に補充的に適用される典型契約を任意規定の集積と考えるのであれば、事業者間リースでは、典型契約が適用される場面はまずないことになる。したがって、事業者間リースを想定した場合には、典型契約化は不要であるということになる。

また、消費者リースを念頭においた場合には、典型契約化は不要であるというよりは、有害なものとなる。審議会の議論でもたびたび指摘されていたとおり、消費者はファイナンス・リース契約を締結しても、税務・会計上のメリットを享受することはない。たんに割賦販売法の抗弁の接続規定の適用回避としてファイナンス・リース契約が利用されているのが実情である。消費者契約法一〇条の不当条項規制は、民法その他の法律に規定される任意規定がひとつの目安となるが、消費者保護規定を伴わない典型契約化は、消費者や消費者的零細事業者がこれまで受けていた保護のレベルを低下させるおそれがある。したがって、今回のような形で典型契約化は見送られるべきであろう。

かりに典型契約化をするとして、今回のような賃貸借の特則としての位置づけは、学説や判例によって提示されてきた、ファイナンス・リース契約の信用供与的、金融的な側面を矮小化させることにつながる。典型契約化するのであれば、とくにユーザーの権利や利益（たとえば判例により確立した清算義務）等の、ファイナンス・リースの担保的側面についての規定が必置となる。同時に、このような規定を置くのであれば、所有権の所在が担保の機能を果たす各種の非典型担保、さらに当事者の約定と意思表示により担保的機能を実現する取引等との整合性についても配慮する必要がある、であるとする、債権法を対象とした改正の議論の範囲を超えることとなる。

以上の理由から、ファイナンス・リース契約の典型契約化が見送られたことは適切であったと考える。

なお、審議の過程を概観して、気になった点をいくつか指摘しておきたい。

ファイナンス・リース契約の典型契約化は、結局は立法事実の欠如が原因となって実現しなかったわけであるが、検討自体が不要であったわけではなからう。ファイナンス・リースを賃貸借的な側面と信用供与的な側面の両方を備えた取引として位置づけ、必要な規定を検討することには特に問題はないものと思われた。しかし、二点について問題があったと思われる。

ひとつは、リース業界のニーズに配慮しつつ規定を残すことにこだわるあまり、賃貸借の特則として規定を置こうとしたことである。賃貸借の特則として位置づける根拠が、リース会計基準の改正後もごく例外的に賃貸借的处理が認められていることであるとの説明は、まったく説得力をもたない。なぜ、原則的な売買処理ではなく例外的な賃貸借的处理に引きずられるのか、合理的な説明はできないであろう。

もう一点、賃貸借の特則として規定をおく理由として理解困難な部分がある。中途解約のできない、賃貸借とは異なる典型契約として規定すると、悪質な事業者との間で契約を締結した消費者の被害救済の支障となるとする点である。これは、賃貸借と位置づけるか、賃貸借的要素もあるがそれとは異なる契約類型として位置づけるかということとは無関係であろう。

おわりに

以上のように、ファイナンス・リース契約については、典型契約化は見送られることとなったが、審議の過程で、他の非典型担保取引との総合的検討という視点もみられた。ファイナンス・リース契約の性質について引き続き検討

することは、所有と賃貸の中間的形態をどのように法的に位置づけるかについて、有益な示唆を与えるものと思われる。この点については今後の課題としたい。

(1) リース契約の特徴については、安藤次男「リース取引の実態」私法三八号一八頁（一九七六年）、広中俊雄「リース契約の法的性質」私法三八号三四頁（一九七六年）、神崎克郎「リース」『現代契約法体系 第五卷』二六九頁（有斐閣、一九八四年）、加藤一郎「リース取引の特色」加藤一郎・椿寿夫編『リース取引法講座（上）』二頁（金融財政事情研究会、一九八七年）等を参照。

(2) 伊藤進「ファイナンス・リース契約の性質」『リース・貸借契約論』四頁（信山社、一九九六年）〔初出一九八七年〕。

(3) 伊藤・前掲注(2)九頁。

(4) 最判昭和五七年一〇月一九日民集三六卷一〇号二二三〇頁、最判平成七年四月一四日金法一四二五号六頁。

(5) 公益社団法人リース事業協会「リース統計（二〇一三年度）」<https://www.leasing.or.jp/press/toukei/14/04.PDF>（二〇一四年一〇月二日閲覧）。

(6) 『リース需要動向調査報告書』（リース事業協会、二〇一〇年）三三三頁。

(7) 前掲注(6)三三三頁。

(8) 前掲注(6)三三三頁。

(9) 『民法（債権関係）部会資料集第一集（第五卷）第一八回～第二〇回会議 議事録と部会資料』（商事法務、二〇一二年）三頁以下。

(10) 前掲注(9)二八三頁以下

(11) 民法（債権法）改正検討委員会編『債権法改正の基本方針（別冊NBL一二六号）』（商事法務、二〇〇九年）頁。

(12) 前掲注(9)三二九頁以下。

(13) 『民法（債権関係）部会資料集第一集（第六卷）第二二回～第二六回会議 議事録と部会資料』（商事法務、二〇一二年）二〇九頁以下。

(14) 前掲注(13)五一頁以下。

(15) 前掲注(13)三三五頁以下。

(16) 前掲注(13)六六三頁以下。

(17) 『民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明』（商事法務、二〇一一年）二〇九頁以下。

(18) 前掲注(17)四六八頁。

(19) この間の状況については、鈴木仁志『民法改正の真実―自壊する日本の法と社会』（講談社、二〇一三年）頁以下参照。

(20) 『民法（債権関係）部会資料集第二集（第一巻）第二七回～第二九回会議 議事録と部会資料』（商事法務、二〇一二年）三頁以下。

(21) 前掲注(20)六五頁以下。

(22) 前掲注(20)一三九頁以下。

(23) 『民法（債権関係）部会資料集第二集（第八巻）第五五回～第五九回会議 議事録と部会資料』（商事法務、二〇一四年）一三五頁以下。

(24) 前掲注(23)六二七頁以下。

(25) <http://www.moj.go.jp/content/000113298.pdf>（二〇一四年九月一〇日閲覧）。

(26) <http://www.moj.go.jp/content/000107196.pdf>（二〇一四年九月一〇日閲覧）。

(27) <http://www.moj.go.jp/content/000114937.pdf>（二〇一四年九月一〇日閲覧）。

(28) <http://www.moj.go.jp/content/000108218.pdf>（二〇一四年九月一〇日閲覧）。

(29) 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案（概要付き）」<http://www.moj.go.jp/content/000112244.pdf>（二〇一四年九月一〇日閲覧）。

- (30) 『民法（債権関係）の改正に関する中間試案』に対して寄せられた意見の概要（各論）【速報版（六）】<http://www.moj.go.jp/content/000119884.pdf>（二〇一四年九月一〇日閲覧）。ファイナンス・リース契約に関するコメントは、九四頁以下。
- (31) <http://www.moj.go.jp/content/000119880.pdf>（二〇一四年九月一〇日閲覧）。
- (32) <http://www.moj.go.jp/content/000119882.pdf>（二〇一四年九月一〇日閲覧）。
- (33) 前掲注(32)六四頁、六五頁。
- (34) 前掲注(9)参照。
- (35) 前掲注(11)参照。
- (36) 前掲注(9)三二八頁。
- (37) 前掲注(9)三二九頁。
- (38) 前掲注(9)五四頁〔中井康之委員発言〕。
- (39) 前掲注(9)五三頁〔松本恒雄委員発言〕。
- (40) 前掲注(9)頁五五頁〔山本敬三委員発言〕。
- (41) 前掲注(9)頁五六頁〔山本発言〕、同六五頁〔潮見佳男幹事発言〕。
- (42) 前掲注(9)六二頁〔中田発言〕。
- (43) 前掲注(9)六四頁、六五頁〔鹿野菜穂子幹事発言〕。
- (44) 前掲注(9)五八頁〔加納克利関係官発言〕。
- (45) 前掲注(9)六一頁〔松本恒雄委員発言〕。
- (46) 前掲注(9)六一頁〔山本和彦幹事発言〕、六二頁〔中田発言〕。
- (47) 前掲注(9)二四七頁、二四八頁〔佐成実委員発言〕。
- (48) 前掲注(9)五九頁〔リース事業協会の意見を紹介する奈須野太関係官発言〕。
- (49) 前掲注(9)六〇頁〔奈須野発言〕。

- (50) 前掲注(9)六一頁、六三頁〔松本発言〕。
- (51) 前掲注(9)六六頁〔岡正晶委員発言〕。
- (52) 前掲注(9)六二頁〔中田発言〕。
- (53) 前掲注(9)五八頁〔大島博委員発言〕。
- (54) 前掲注(9)五九頁〔奈須野発言〕。
- (55) 前掲注(9)五八頁〔加納発言〕。
- (56) 前掲注(9)六〇頁、六一頁〔岡田発言〕。
- (57) 前掲注(9)六一頁〔松本発言〕。
- (58) 前掲注(9)六六頁〔岡発言〕。
- (59) 前掲注(9)六五頁〔鹿野発言〕。
- (60) 前掲注(9)六六頁、六九頁〔岡発言〕。
- (61) 前掲注(9)六二頁〔中田発言〕。
- (62) 前掲注(9)六六頁、六七頁〔道垣内弘人幹事発言〕。
- (63) 前掲注(17)四六八頁。
- (64) 『民法（債権関係）部会資料集第二集（第三卷（下））第三五回會議 議事録と部会資料』（商事法務、二〇一三年）九四九頁以下。
- (65) 前掲注(23)六四四頁。
- (66) 前掲注(23)頁六四五頁。
- (67) 前掲注(23)二八七頁〔大島発言〕。
- (68) 前掲注(23)二八七頁〔三浦聡関係官発言〕。
- (69) 前掲注(23)二九一頁、二九二頁〔高須発言〕。

- (70) 前掲注(23)二九二頁〔大村発言〕。
- (71) 前掲注(23)二九五頁〔内田貴委員発言〕。
- (72) 第六八回一四頁〔三浦発言〕 <http://www.moj.go.jp/content/000113298.pdf> (二〇一四年九月一〇日閲覧)。
- (73) 前掲注(30)参照。
- (74) 「要綱案たたき台(4)」六四頁、六五頁。 <http://www.moj.go.jp/content/000119882.pdf> (二〇一四年九月一〇日閲覧)。